

板橋区商店街振興組合連合会が実施する商品券事業補助金交付要綱

(平成11年6月30日区長決定)

(平成27年6月30日一部改正)

(令和3年4月1日一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区商店街振興組合連合会(以下「振興組合連合会」という。)が実施する商品券事業に対し補助金を交付することにより、板橋区内の消費の喚起に努め、もって区内商業の活性化を図ることを目的とする。

(補助対象経費)

第2条 補助の対象は、商品券の発行、販売に係る次の各号に掲げる経費とする。ただし、会議費、食料費、人件費及び旅費は、補助の対象外とする。

(1)印刷経費(商品券印刷・ステッカー・ポスタ - ・取扱店一覧・申込書などの印刷物)

(2)管理経費(コンピューター管理費・通信費・保険料等の管理費)

(3)前2号に定めるもののほか、区と振興組合連合会が協議し、必要と認めたもの。

(補助の限度)

第3条 補助金は、毎年度予算の範囲内で交付するものとし、補助対象経費の80パーセントを限度とする。

(補助金の交付申請)

第4条 振興組合連合会は、補助金の交付を受けようとするときは、商品券事業に係る事業計画と収支予算について、総会で議決を取り、補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(1)事業計画書

(2)収支予算書

(3)総会議事録

(4)前号に掲げるもののほか区長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 区長は、前条に定める申請があったときは、当該申請に係る書類等の内容を審査し、適正であると認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により振興組合連合会に通知するものとする。

(承認事項)

第6条 振興組合連合会が、次の各号のいずれかに該当する場合は、変更申請書(別記第3号様式)を提出し、あらかじめ、変更承認書(別記第4号様式)により承認を受けるものとする。ただし、第1号及び第2号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 商品券補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 商品券補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 商品券補助事業を中止し、または廃止しようとするとき。

(実績報告)

第7条 振興組合連合会は、商品券事業が終了したときは、事業完了報告書(別記第5号様式)に次に掲げる書類を添付し、区長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 商品券販売・回収実績書
- (3) 区の購入実績報告書
- (4) その他区長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第8条 区長は、前条の規定により提出された事業完了報告書等を審査し、または必要に応じて実態調査を行い、補助金の執行が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(別記第6号様式)により通知する。

(補助金の請求)

第9条 振興組合連合会は、前条に定める補助金の交付確定を受けたときは、補助金請求書(別記第7号様式)により補助金を請求するものとする。

(補助金の支払等)

第10条 区長は、前条の規定により提出された請求書に基づき、補助金を支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に事業の円滑な遂行のため、区長は必要があると認める場合は、概算払をすることができる。

2 振興組合連合会は、前項ただし書きの規定により補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書(別記第8号様式)を区長に提出しなければならない。

3 振興組合連合会は、補助金の概算払を受けたときは、第8条の規定による補助金額確定通知書受領後、補助金清算書(別記第9号様式)を区長に提出し、速やかに補助金を清算しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 区長は、第6条の規定および前条の規定により、補助金の額を変更し、又は補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に振興組合連合会に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

2 区長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超えて補助金を交付していたときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

付 則

この要綱は、平成11年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年2月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年11月25日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年6月30日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記

第1号様式(第4条関係)

年 月 日

(宛先)

板橋区長

所在地

団体名称

代表者職・氏名

年度商品券事業補助金交付申請書

商品券事業を実施するにあたり、板橋区商店街振興組合連合会が実施する商品券事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請金額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 定款
- (4) 組合員名簿
- (5) 当該事業の実施を議決した総会議事録
- (6) その他区長が特に必要と認める書類

所在地
団体名称
代表者職・氏名

年度商品券事業補助金交付決定通知書

年 月 日付をもって交付申請のあった標記事業の補助金について、板橋区商店街振興組合連合会が実施する商品券事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり交付します。

年 月 日

板橋区長

記

1 交付決定金額 金 円

2 交付条件

- (1) 交付金は、商品券の発行、販売その他の商品券に係る経費に充てること。
- (2) 事業終了後、すみやかに事業報告書を提出すること。
- (3) 上記の条件に違反したときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。
- (4) 交付すべき補助金の額を確定した場合において、その額を超える補助金が交付されているときは、超過した額を返還すること。

年 月 日

（ 宛 先 ）
板 橋 区 長

所 在 地
団 体 名 称
代表者職・氏名

年度商品券事業補助金に係る事業内容の変更承認申請書

年 月 日付（ 文 書 番 号 ）をもって交付決定の通知のあった標記補助事業について変更したいので、板橋区商店街振興組合連合会が実施する商品券事業補助金交付要綱第6条により申請します。

記

1 変更内容

(1) 金 額

(2) 内 容

2 変更理由

3 その他（添付資料など）

第4号様式(第6条関係)

(文書番号)

年 月 日

様

板橋区長

年度商品券事業補助金に係る事業内容の変更承認書

年 月 日付をもって承認の申請のあった標記補助事業の変更については板橋区商店街振興組合連合会が実施する商品券事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記の通り承認します。

記

承認内容

年 月 日

(宛 先)
板 橋 区 長

所 在 地
団 体 名 称
代表者職・氏名

年度商品券事業補助金に係る事業完了報告書

年 月 日付(文書番号)をもって交付決定の通知のあった標記事業の補助金について、事業を完了しましたので、板橋区商店街振興組合連合会が実施する商品券事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額 金 円

- 2 事業に要した経費 金 円

- 3 収支決算書 別紙のとおり〔領収書(写)添付〕

- 4 商品券販売・回収実績書 別紙のとおり

- 5 その他添付書類

様

年度商品券事業補助金交付確定通知書

年 月 日付をもって完了報告のあった標記補助事業について、完了報告書を審査した結果、補助金の交付決定の内容に適合すると認められるので、板橋区商店街振興組合連合会が実施する商品券事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり補助金の額を確定します。

年 月 日

板 橋 区 長

記

- | | | |
|---------|---|-----|
| 1 確定額 | 金 | 円 |
| 2 既交付済額 | 金 | 円 |
| 3 返還額 | 金 | 円 |
| 4 返還期限 | 年 | 月 日 |

第7号様式(第9条関係)

年 月 日

(宛先)
板橋区長

所在地
団体名称
代表者職・氏名

年度商品券事業補助金請求書

年 月 日付(文書番号)をもって交付確定の通知のあった標記事業の補助金について、板橋区商店街振興組合連合会が実施する商品券事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

年 月 日

(宛 先)
板 橋 区 長

住 所
団 体 名
代表者氏名

年度商品券事業補助金概算払請求書

年 月 日付(文書番号)をもって交付決定の通知のあった標記事業の補助金について、板橋区商店街振興組合連合会が実施する商品券事業補助金交付要綱第10条第2項に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 概算払請求理由

2 交付決定額 金 円

3 概算払請求額 金 円

4 残 額 金 円

年 月 日

(宛 先)

板 橋 区 長

住 所

団 体 名

代表者氏名

年度商品券事業補助金清算書

年 月 日付(文 書 番 号)をもって確定通知のあった標記事業の補助金について、板橋区商店街振興組合連合会が実施する商品券事業補助金交付要綱第10条第3項に基づき、下記のとおり清算します。

記

1 交 付 決 定 額	金	円
2 確 定 額	金	円
3 概算払受領済額	金	円
4 清 算 額	金	円
5 残 額	金	円